

# お知らせ

## 新型インフルエンザ 業務継続計画のお知らせ

現在の町内各学校の新型インフルエンザの状況を見ると、今後もさらに流行拡大の恐れがあります。また、これから冬にかけて季節性インフルエンザの流行も危惧されます。状況によっては町職員の4割以上がインフルエンザに罹患し、出勤不可能となる事態が想定されます。

その場合、町が行う業務のうち、人命にかかわる業務、生活の維持に不可欠な業務、重大な安全(治安)にかかわる業務など、中断することができない業務を除いて、その他の業務を一時中断もしくは延期しなければなりません。

町民の皆さんにご迷惑をお掛けすることになりますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### 継続業務の主なもの

住民基本台帳事務、戸籍事務、外国人登録事務、各種手当支給、要介護認定、母子手帳交付、予防接種、上下水道業務、小中学校の転入転出手続き、課税、各種証明書の発行など

問い合わせ先 総務課 ☎(48)1111(内237)

詳しくは役場の各担当課にお問い合わせください。

# 12月4日～10日「人権週間」

「世界人権宣言」は、一九四八年(昭和二十三年)十二月十日に国際連合で採択され、これを記念して国際連合は、十二月十日を「人権デー」(Human Rights Day)と定めまし

た。法務省と全国人権擁護委員連合会では、十二月四日から十日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権デーの意義を訴え、人権意識の普及高揚を図っています。

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「第六十一回人権週間」として《世界人権宣言六十一周年》《みんなで築こう 人権の世紀考 えよう相手の気持ち 育てよう思い やりの心》 女性の人権を守るう 子どもの人権を守るう 高齢者を大切にすることを育てよう 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう 部落差別をなくそう アイヌの人々 に対する理解を深めよう 外国人の人権を尊重しよう HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう インターネットを悪用した人権侵害は止めよう 性的指向を理由とする差別をなくそう ホームレスに対する偏見をなくそう 性同一性障害を理由とする差別をなくそう 北朝鮮当

局による人権侵害問題に対する意識を深めよう 人身取引をなくそうをテーマに掲げ、人権週間に次のような行事を開催します。

十一月二十九日(日) 愛知県産業労働センター(旧中小企業センター)で開催される人権ハートフルフェスティバルで、全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会の最優秀賞、中日新聞社賞の表彰式と作品発表会を行います。

十二月十日(木) 午前十時から午後四時まで名鉄百貨店メンズ館二階で人権相談、子どもの人権相談、女性のための人権相談、外国人のための人権相談を行います。

問い合わせ先  
名古屋法務局人権擁護部  
☎052(952)8111

### 人権相談特設相談所を開設

人権擁護委員が相談員となり人権相談所を開設します。ご利用ください。

日時 十二月三日(木) 午後一時～午後三時  
場所

中央公民館本館三階305号室  
問い合わせ先 住民福祉課  
☎(48)1111(内301)